平成一一年(ワ)第一九二六九号 損害賠償請求事件 平成一二年四月一〇日) (口頭弁論終結日 判 決 原 [A]告 被 株式会社オービックビジネスコ ンサルタント 右代表者代表取締役 [B] 西 田 杉 浦 【C】 右訴訟代理人弁護士 育代司 同 宏 右補佐人弁理士 文 原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。 事 実 及 び 理 由 請求 被告は、原告に対し、金一〇億一〇八八万円及びこれに対する平成一一年九 月一七日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。 事案の概要及び裁判所の判断 一 本件は、原告が被告に対し、後記コンピューターソフトを製造、販売する被告の行為が、原告の有する特許権を侵害すると主張して、損害賠償の支払を請求し た事案である。 当事者の主張 原告の主張 (一) 原告の特許権 原告は、平成九年九月一二日、株式会社イエスから次の特許権(以下 「本件特許権」といい、その発明を「本件発明」という。)を譲り受けた。 特許番号 第一五四四五二五号 発明の名称 財務、在庫等の管理のための装置 昭和六〇年七月二四日 願 日 平成二年二月一五日 録 日 ー 特許請求の範囲 別紙特許公報の該当欄記載のとおり (二) 被告の行為 被告は、「TOP蔵奉行98太鼓判」なる名称のコンピューターソフト (以下「被告商品」という。)を製造、販売している。 被告商品は、本件発明の技術的範囲に属する。(詳細な主張は、訴状記 載のとおりである。) 損害

(三) 損害 被告は、平成九年九月一二日から平成一一年三月一三日までの間、被告商品を合計五万四〇〇〇個、総額二五億二七二〇万円販売して、一〇億一〇八八万

商品を合計五万四〇〇〇個、総額二五億二七二〇万円販売して円の利益を得た。よって、原告は右同額の損害を受けた。

2 被告の認否 原告が本件特許権を譲り受けたことは知らない。 被告商品が本件発明の技術的範囲に属することは否認する。 原告がその主張に係る損害を被ったことは否認する。

三 裁判所の判断

本件全証拠によるも、請求原因事実を認めることはできない。 よって、原告の請求は理由がないので、主文のとおり判決する。 東京地方裁判所民事第二九部

裁判長裁判官 飯村敏明

裁判官 八木貴美子

裁判官 谷 有恒